

◆◆◆コンテンツ◆◆◆

- 1 令和6年東京都人事委員会勧告に伴う令和7年度版「東社協参考人事給与制度」の主な内容
- 2 令和5年度社会福祉施設・事業者等に対する指導検査結果（東京都）

1 令和6年東京都人事委員会勧告に伴う令和7年度版「東社協参考人事給与制度」の主な内容

(1) 令和6年【東京都】人事委員会勧告の内容（令和6年10月）

例月給、特別給ともに3年連続の引上げ改定

① 例月給

- ・ 公民較差（10,595 円、2.59%）解消のため、給料表を引上げ改定
- ・ 初任層に重点を置きつつ、人材確保の観点から初任給を大幅に引上げ
- ・ 職務の級の職責差を一層給与へ反映させる観点から、各級においてメリハリをつけた改定

② 特別給（賞与）

- ・ 年間支給月数を 0.20 月分（4.65 月→4.85 月）引上げ、期末手当及び勤勉手当に配分

③ 実施時期

- ・ 給料表及び初任給調整手当の引上げは、令和6年4月に遡及して実施
- ・ 特別給の引上げは、令和6年12月支給の期末・勤勉手当から実施

〔参考〕東京都での賞与支給月数

	令和6年東京都人事委員会勧告		
	期末手当	勤勉手当	計
6 月	1.2	1.125	2.325
12 月	1.3	1.225	2.525
計	2.5	2.35	4.85

	令和7年の賞与支給月数		
	期末手当	勤勉手当	計
6 月	1.25	1.175	2.425
12 月	1.25	1.175	2.425
計	2.5	2.35	4.85

※令和6年の人事委員会勧告では、令和6年12月に支給する期末手当の支給月数を 1.30 月分（0.1 月分引上げ）、勤勉手当の支給月数を 1.225 月分（0.1 月分引上げ）とし、期末手当の年間支給月数を 2.50 月分、勤勉手当の年間支給月数を 2.35 月分とすることを示しています。

※ただし、東京都では賞与のうち、勤勉手当において成績率を導入しており、業績評価における評価によって支給月数が異なります。

なお、上記の給与の改定のほか、諸手当等の制度改正も勧告されています。

【主な諸手当等の改正】

- ①地域手当：区部・多摩地域以外のその他の地域については、関連手当も考慮し所要の調整を行う。
- ②扶養手当：配偶者に係る扶養手当を廃止し、この原資を用いて、子に係る手当額を 13,000 円に引上げ。

行政職給料表(→)4 級相当職員を除き 2 年かけて実施。

- ③通勤手当及び単身赴任手当：通勤手当の支給限度額の引き上げ、新幹線等の利用要件の廃止ほか

- ④在宅勤務等手当：新設

<実施時期>令和7年4月1日実施が適当

(2) 令和7年度版「東社協参考人事給与制度」

上記の令和6年東京都人事委員会勧告を準用して、令和7年度版「東社協参考人事給与制度」は次の通りとなります。

- ① 給料月額の変更に伴う、東社協参考給料表の変改
- ② 東社協の独自の基準による1級（A～C表）の存置（平成22年度版より実施）
- ③ 東社協の独自の基準による4級（A～C表）〔管理職〕・5級（A表）〔施設長〕の存置（平成27年度版より実施）

※令和6年東京都人事委員会勧告では、公民格差解消のため、給料表を引上げ改定しています。特に初任給をはじめ、初任層が使用する号給は前年と比較して大幅に引き上げられています。そのため、令和7年度版東社協参考給料表の給料月額も大幅に増額となっていますので、各法人・施設の財政状況を勘案した上で、本給料表を参考に各自調整をしてください。

※東社協参考給料表は東京都職員給料表をベースにして作成したものです。処遇改善手当については勘案されていませんのでご注意ください。

＜参照先＞ 東社協ホームページ＞事業案内＞経営相談事業／経営支援事業

令和7年度版 東社協参考人事給与制度 <https://www.tcsw.tvac.or.jp/keiei/index.html>

●調査研究→◆令和7年度版東社協参考人事給与制度について

※平成31年度より、ホームページの掲載のみとしております。

2 令和5年度社会福祉施設・事業者等に対する指導検査結果（東京都）

東京都では、令和5年度の社会福祉施設・事業者等及び保険医療機関等に対する指導検査結果をとりまとめ、福祉局ホームページに掲載しました。本報告書では、社会福祉法人・施設等の種別ごとに指導検査において指摘の多かった事項等のほか、不正や権利侵害に対する監査等の実施状況や主な処分等の事例、令和6年度の指導検査実施方針を記載しています。

【令和5年度指導検査報告書】

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/shidoukensahoukokusyo/r5houkokusyo.html>

東京都社会福祉協議会 経営相談 月曜～金曜 9～17時／土日祝日・年末年始休み

東京都内の社会福祉法人・福祉施設の経営・運営に係る幅広い相談をお受けしております。相談内容に応じて、弁護士・公認会計士・社会保険労務士・税理士がそれぞれの専門分野の相談に応じます。

専用 Mail: fukushi-soudan@tcsw.tvac.or.jp

専用 TEL: 03-3268-7170(9時～17時)

HP <https://www.tcsw.tvac.or.jp/keiei/index.html>



(東社協 HP→[目的から探す](#)福祉現場に向けた取り組み→2.福祉施設・事業所の経営相談、経営支援)

◎令和6年度社会福祉法人・施設 会計実務研修会（オンライン配信）【好評受付中】◎

令和7年3月31日までの長期間の視聴期間で、疑問点などをいつでも何度でも視聴できます。あわせて、法人役職員や施設長・事務長等を対象に、経営に役立つプログラムも配信しています。詳細は⇒◆東社協 HP 会計実務研修会 <https://www.tcsw.tvac.or.jp/keiei/index.html#a01>